

企業価値担保権 施行まで 1 年 認知度は 4 割超に上昇

国や金融機関から制度に対する
十分な説明継続が必須



本件照会先

野田 圭祐(調査担当)
帝国データバンク
京都支店情報部
075-223-5111(代表)

発表日

2025/06/13

京都府・企業価値担保権に対する企業の意識調査(2025 年 4 月)

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。
当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。

SUMMARY

企業価値担保権の認知度は 40.7%と、全国調査(35.1%)より 5.6 ポイント高く、前回調査(28.5%)から 12.2 ポイント上昇した。ただし、依然として半数の企業に認知されていない状況が続いている。活用意向のある企業は 32.6%で、「事業性に着目した評価」を理由とする企業が多い一方で、「既存の融資手法」「自己資本」で十分といった理由で活用意向のない企業は 25.8%だった。制度の周知不足や金融機関による評価の難しさなどの課題があり、今後の制度の詳細設計や普及に向けた取り組みが重要となる。

※本調査では、企業概要データベース「COSMOS2」(148 万社収録)に収録されている京都府内に本店を置く企業を対象に「企業価値担保権」に関するアンケート調査を実施した。

調査期間:2025 年 4 月 16 日~4 月 30 日(インターネット調査)

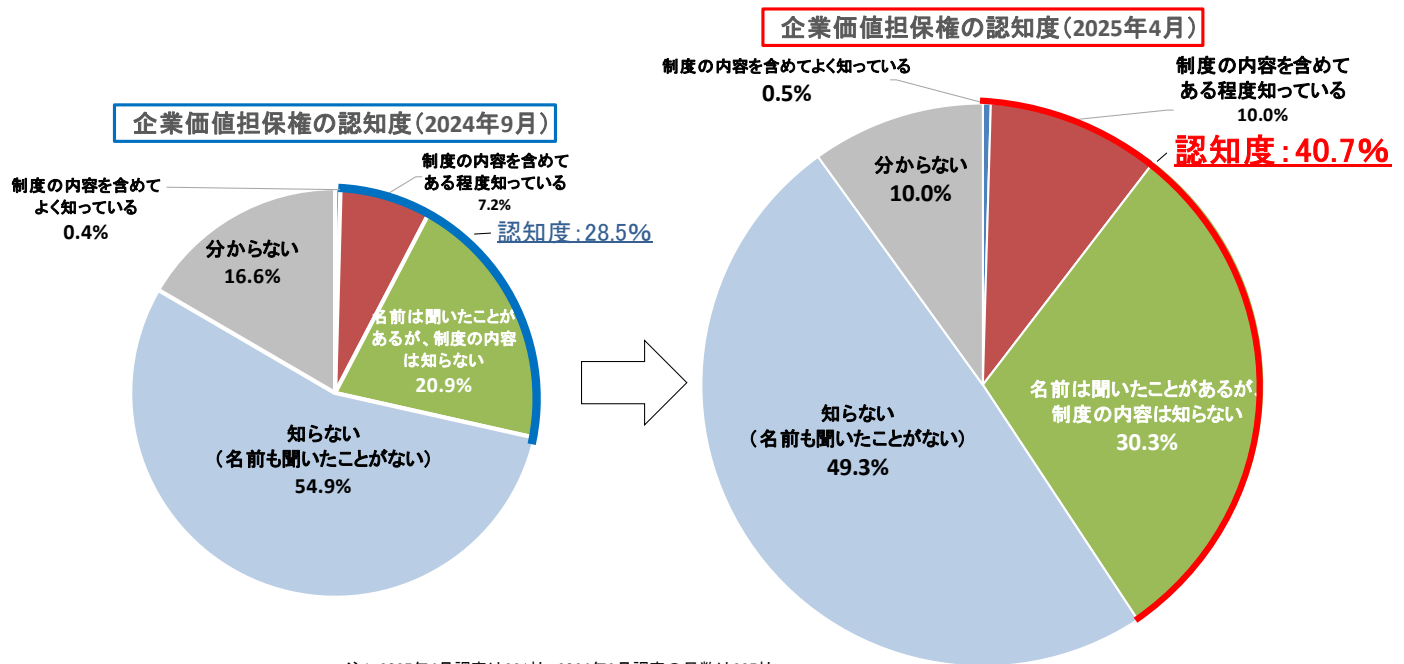
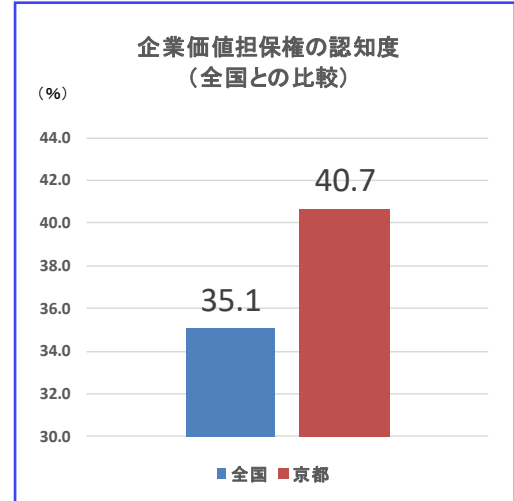
調査対象:535 社、有効回答企業数は 221 社

認知度は 40.7%に上昇も、「知らない」が依然として半数

企業価値担保権の認知状況について尋ねたところ、認知度は40.7%と全国調査 35.1%より 5.6 ポイント高く、前回調査(28.5%)から 12.2 ポイント上昇した。京都府においては、京都商工会議所が「知恵の経営」を推進するなど、企業がもつ独自の技術やノウハウなどを活用した「知的資産経営」への積極的な取り組みがみられるため、企業価値担保権についての認知度も全国に比べて高い傾向にある。

その内訳は、「制度の内容を含めてよく知っている」が 0.5%(前回調査 0.4%)、「制度の内容を含めてある程度知っている」が 10.0%(同 7.2%)、「名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」30.3%(同 20.9%)だった。

他方、「知らない(名前も聞いたことがない)」とする企業は 49.3%(同 54.9%)と、ほぼ半数の企業が知らない状況と回答した。



注1: 2025年4月調査は221社、2024年9月調査の母数は235社

注2: 小数点以下2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

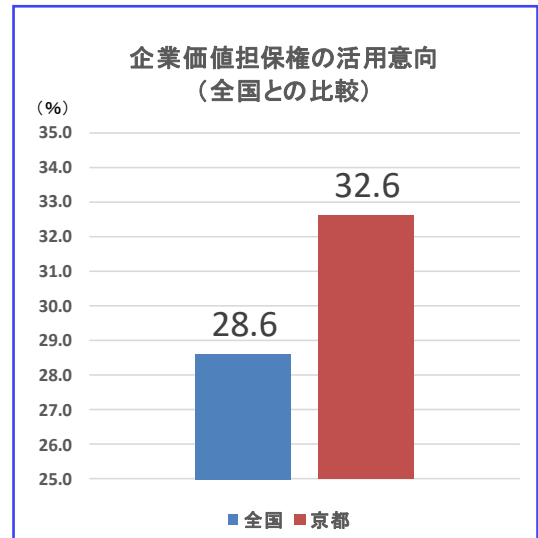
『活用意向あり』企業は3割強

自社において金融機関から融資を受ける際に、企業価値担保権を活用したいか尋ねたところ、「活用したいと思う」は3.6%（前回調査6.0%）、「今後検討したい」は29.0%（同27.7%）となった。両者を合計した『活用意向あり』企業は32.6%となり、前回調査（33.6%）よりやや減少したが、全国（28.6%）と比べると4.0ポイント高かった。

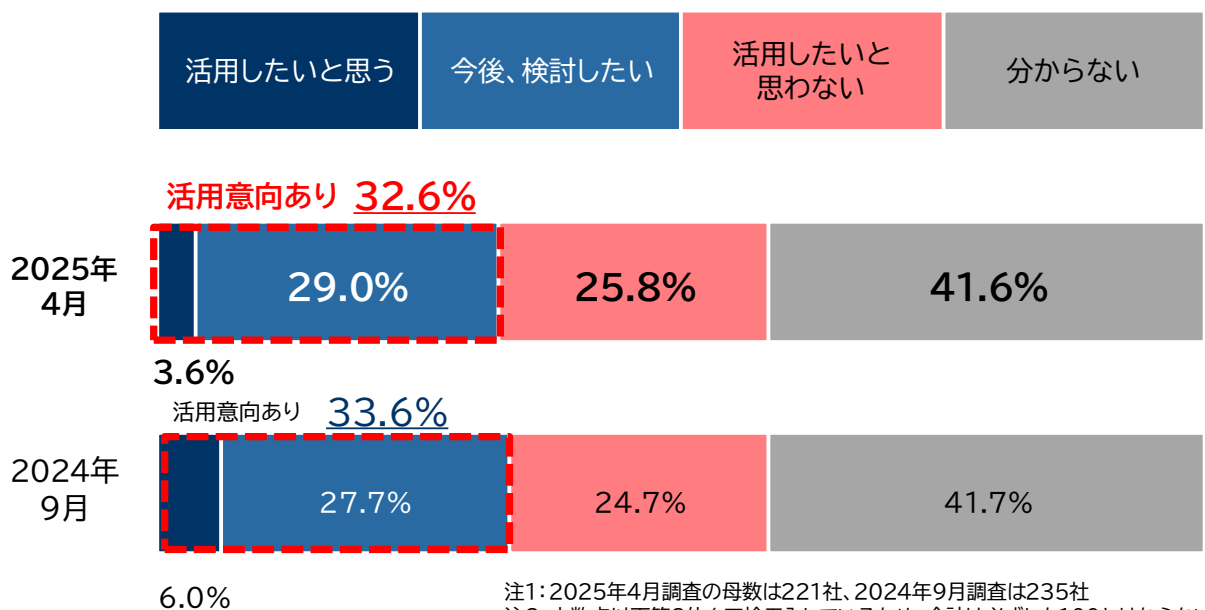
『活用意向あり』は前回調査企業からは「現在でも金融機関は積極的に伴走してくれているが、さらに選択肢があれば企業負担が減るため、投資意欲が高まると思う」（電気配線工事業）や「資金調達が大変難しく、新しい調達方法でかつ、利用が可能であれば活用したい」（一般食堂）などの前向きな声が寄せられた。

他方、「活用したいと思わない」は25.8%（同24.7%）となり、企業間で見解が分かれた。

また、「分からない」が41.6%（同41.7%）と依然として4割以上を占めた。今年に入って、マスコミなどで取り上げられる機会は増加しているが、依然として制度や内容の認知度は低いと言わざるを得ない。



企業価値担保権の活用意向（上段：2025年4月、下段：2024年9月）



注1：2025年4月調査の母数は221社、2024年9月調査は235社
注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

活用理由「事業性に着目した評価」がトップ、 「既存の融資手法」「自己資本」で十分といった意見も根強い

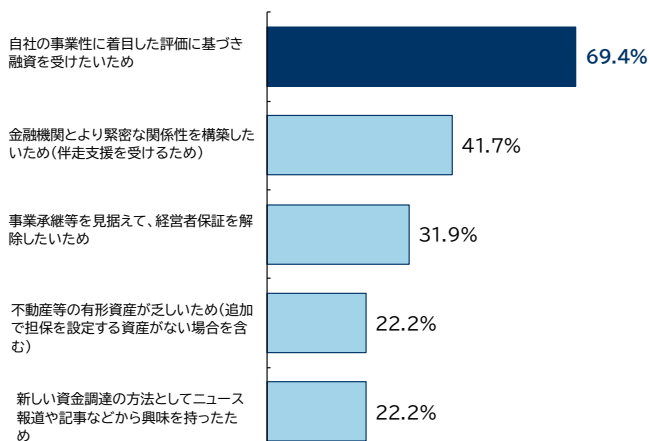
企業価値担保権を活用する意向のある企業に対して、その理由を尋ねたところ、「自社の事業性に着目した評価に基づき融資を受けたいため」とする企業が 69.4%と突出して高かった。企業からは「事業計画がより明確になり 金融機関もアドバイスがしやすくなるだろう。会社の将来性に期待してもらいやすい」(生ゴム・ゴム製品卸売業)といった声が聞かれた。以下、「金融機関とより緊密な関係性を構築したいため(伴走支援を受けるため)」(41.7%)と「事業承継等を見据えて、経営者保証を解除したいため」(31.9%)が続いた。

他方、企業価値担保権を活用したいと思わない企業に対して、その理由を尋ねたところ、43.9%の企業が「現在利用している融資手法(不動産担保、経営者保証による融資を含む)で充足しているため」と回答し最も高かった。次いで、「自己資本で必要な資産をまかなえているため」が33.3%、「金融機関と既に緊密な関係性にあるため必要がない」が22.8%で続いた。

企業の声として具体的には、「無形資産に対する評価方法や基準が不詳であり、当面はスタートアップ企業による活用に限定される感が強い」(その他のガラス・同製品製造業)、「今後必要となる制度だと思う。一方で企業価値を数値として算出した正確性をどのように担保するのかについて、興味がある。」(サービス業)などの意見があがった。

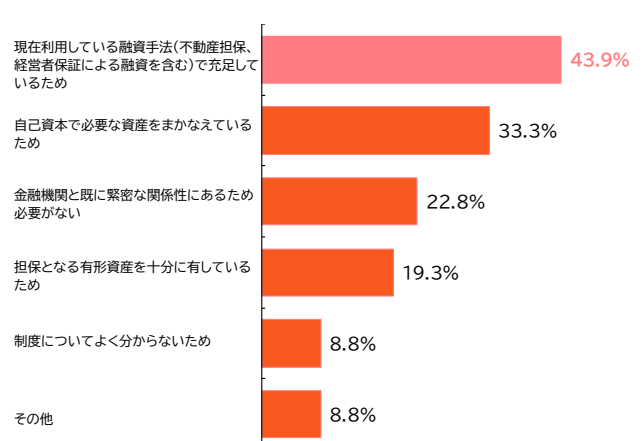
企業価値担保権の活用意向別の理由

企業価値担保権を活用する理由



注: 母数は、「活用したいと思う」「今後検討したい」のいずれかを回答した企業72社

企業価値担保権を活用しない理由



注: 母数は、「活用したいと思わない」と回答した企業57社

企業価値担保権、2026 年春施行へ 新たな資金調達手法に期待と課題

企業価値担保権は、不動産担保や経営者保証に過度に依存しない新たな資金調達手法として注目され、2026 年春頃の施行が予定されている。事業者の将来キャッシュフローや無形資産を担保にできる点が特徴であり、企業の総合的な価値に基づく資金調達や、金融機関による経営改善支援が期待されている。

京都府では、自治体や経済団体などのはたらきかけによって「知的資産経営」に取り組む企業の割合が比較的高い。そのため、企業価値担保権の認知度は全国調査と比べて高い水準にあり、期待がうかがえるが、認知度は 40.7%にとどまり、活用意向も 3 割強と限定的である。

活用したい理由としては、「事業性に着目した評価」が最も多い一方で、「既存の融資手法で十分」「自己資本で充足」といった理由から活用しない考えの企業も少なくない。また、金融機関による評価の難しさや担保価値の変動性、既存担保との関係、企業側の準備負担、情報開示の必要性などといった点も施行に向けて考慮すべきであろう。国や金融機関からのさらなる制度の具体的な内容周知も必要といえる。

多くの企業が認知していない現状も踏まえると、今後の制度の詳細設計に加えて、地域金融機関や商工会議所などを通じた普及に向けた更なる取り組みが重要となる。

調査先企業の属性

1. 調査対象(535 社、有効回答企業 221 社、回答率 41.3%)

大企業	34社	15.4%
中小企業	187社	84.6%
（うち小規模企業）	77社	34.8%
合計	221社	100.0%

2. 企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分。

業界	大企業	中小企業(小規模企業含む)	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金 3 億円を超える」かつ 「従業員数 300 人を超える」	「資本金 3 億円以下」または 「従業員 300 人以下」	「従業員 20 人以下」
卸売業	「資本金 1 億円を超える」かつ 「従業員数 100 人を超える」	「資本金 1 億円以下」または 「従業員数 100 人以下」	「従業員 5 人以下」
小売業	「資本金 5 千万円を超える」かつ 「従業員 50 人を超える」	「資本金 5 千万円以下」または 「従業員 50 人以下」	「従業員 5 人以下」
サービス業	「資本金 5 千万円を超える」かつ 「従業員 100 人を超える」	「資本金 5 千万円以下」または 「従業員 100 人以下」	「従業員 5 人以下」

注 1: 中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位 3%の企業を大企業として区分

注 2: 中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位 50%の企業を中小企業として区分

注 3: 上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB 産業分類(1,359 業種)によるランキング